### 記 入 例

## 上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設使用許可申請書

### 上小阿仁村長 様

次のとおり上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設を使用したいので、上小阿仁村集住型宿泊拠点施設 管理運営規則第3条の規定により申請します。

	甲請者本人を催認できる書類を提示してくたさい。													甲	請年	月上	1	令	和	* :	* 1	‡	* *	月 *	* 日
団	体 名 <b>******</b> 所 在										**県**市********************************														
申請者名						>						地		連絡先電話番号 ( ****-**-**							***	)			
使用目的、催物等の名称						********								· 捺印をお忘れなく											
施 設 使 用 期 間 使 用 室 名					<ul><li>令 和 * * 年</li><li>令 和 * * 年</li></ul>													使料					円		
							使	用		時		間			宿	泊	有	無	備考	≶(傾	見用 /	人数	・使用	料等)	
		短其	月滞在	E居室	₹ A	13	時	10	)分	· ~	쪼	10	時	00	分		1		泊	2	),	人			円
		短其	月滞在	E居室	Ĕ B		時		分	~			時		分				泊			人			円
基		短其	月滞右	E居室	E C		時		分	~			時		分				泊			人			円
   本		短其	月滞在	E居室	Ē D		時		分	~			時		分				泊			人			円
		短其	月滞右	E居室	Ē E		時		分	~			時		分				泊			人			円
仕		短其	月滞右	E居室	₹ F		時		分	~			時		分				泊			人			円
174		談	話	室	A		時		分	~			時		分				泊			人			円
様		談	話	室	В		時		分	· ~			時		分				泊			人			円
区	Ŀ	会	議	室	A	9	時	15	分	~	1	7	時	30	分					6	)	人			円
		会	議	室	В		時		分	· ~			時		分							人			円
分		調	理・	食	堂		時		分	~			時		分							人			円
		レン				時 分 ~ ※ 長期レンタルの場合 添付資料、履歴書、法人登記 納税証明書、事業計画書					登記	時 C簿謄本		74						人			円		

# 上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設使用料減免申請書

### 上小阿仁村長 様

次のとおり上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設を使用したいので、上小阿仁村集住型宿泊拠点施設管理運営規則 第3条の規定により使用料の減免を申請します。

減免の理由	<ul> <li>1 村又は教育委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。</li> <li>2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は、同法第124条に規定する専修学校が使用するとき。</li> <li>3 村民又は村民等で構成される各種団体が使用するとき。</li> <li>4 その他村長が公益上必要と認めるとき。</li> <li>(理由: )</li> </ul>	使用料の減免を申請する 場合は左記の理由番号に ○印を記載してください。						
減免を受けようとする理由を確認できる書類を添付してください。								

次のとおり集住型宿泊交流施設を使用する者の名簿を届出します。

No.	氏	名	年齢	性別	住 所	電話番号
1	00	00	**	**	**県***市****	***-***
2	$\Diamond \Diamond$	$\Diamond \Diamond$	**	**	**県***市****	***-***
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

#### 注意事項

- 1 使用料は納入告知書を受けた後直ちに納入してください。
- 2 使用時間には、準備から後片付けまでの時間を含みます。
- 3 使用目的が次の場合、施設を使用することはできません。
- (1) 専ら営利を目的として活動するとき。
- (2) 特定の政党に関する活動を行うとき。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の宗派若しくは教団を支持する活動を行うとき。
- (4) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあると認めるとき。
- (5) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (6) 施設の管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。
- (7) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (8) その他村長が使用を不適当と認めるとき。